

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	米子市 妊婦のための支援給付事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

米子市は、妊婦のための支援給付事務で特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

米子市長

## 公表日

令和8年5月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	妊婦のための支援給付事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦のための支援給付として妊婦支援給付金の給付を次の事務処理のとおり行う。 ①妊娠届に併せて行う妊婦給付認定申請により、妊婦支援給付金の受給資格があることを認定する。 ②給付認定者に対して、妊婦支援給付金(1回目)として5万円を現金給付する。 ③給付認定者からの胎児の数の届出により、給付認定者に対して、妊婦支援給付金(2回目)として、胎児1人につき5万円を現金給付する。 ※妊婦支援給付金は、J-coinPayポイントでの給付でも選択可能とし、その場合は、5千円相当を上乗せした5万5千ポイントを給付するものとする。 ※現金給付にあたっては、給付認定者が指定する任意の口座への振り込みとする。 (情報連携については、令和8年6月開始)
③システムの名称	地域健康支援システム 総合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
妊婦のための支援給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42、125、155、161の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども総本部 こども支援課
②所属長の役職名	こども支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒683-0811 米子市錦町1丁目139番地3 米子市 こども総本部 こども支援課 電話 0859-21-8347
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	〒683-0811 米子市錦町1丁目139番地3 米子市 こども総本部 こども支援課 電話 0859-21-8347
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
	[ ]接続しない(入手)	[ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [            ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して、複数人で確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [            ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[            十分に行っている            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [            ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人情報保護に関する法律についてのガイドライン、米子市情報セキュリティポリシーに則り、漏えい、滅失、毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに特定個人情報ファイルの滅失、毀損が万一発生した場合に備えバックアップを保管している。また、過去の事案を踏まえ、特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管すること、不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行うことを徹底しているため、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月5日	I-1-②	<p>子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦のための支援給付として妊婦支援給付金の給付を次の事務処理のとおり行う。</p> <p>①妊娠届に併せて行う妊婦給付認定申請により、妊婦支援給付金の受給資格があることを認定する。</p> <p>②給付認定者に対して、妊婦支援給付金(1回目)として5万円を現金給付する。</p> <p>③給付認定者からの胎児の数の届出により、給付認定者に対して、妊婦支援給付金(2回目)として、胎児1人につき5万円を現金給付する。</p> <p>※妊婦支援給付金は、J-coinPayポイントでの給付でも選択可能とし、その場合は、5千円相当を上乗せした5万5千ポイントを給付するものとする。</p> <p>※現金給付にあたっては、給付認定者が指定する任意の口座、又はマイナンバーに紐付けした公金受取口座への振り込みとする。</p>	<p>子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦のための支援給付として妊婦支援給付金の給付を次の事務処理のとおり行う。</p> <p>①妊娠届に併せて行う妊婦給付認定申請により、妊婦支援給付金の受給資格があることを認定する。</p> <p>②給付認定者に対して、妊婦支援給付金(1回目)として5万円を現金給付する。</p> <p>③給付認定者からの胎児の数の届出により、給付認定者に対して、妊婦支援給付金(2回目)として、胎児1人につき5万円を現金給付する。</p> <p>※妊婦支援給付金は、J-coinPayポイントでの給付でも選択可能とし、その場合は、5千円相当を上乗せした5万5千ポイントを給付するものとする。</p> <p>※現金給付にあたっては、給付認定者が指定する任意の口座への振り込みとする。</p> <p>(情報連携については、令和8年6月開始予定)</p>	事後	見直しによる軽微な修正
令和8年2月5日	I-4-①	未定	実施する	事前	情報連携実施に伴う修正
令和8年2月5日	I-7、I-8	〒683-0811 米子市錦町1丁目139番地3 米子市 こども総本部 こども支援課 電話 0859-23-5135	〒683-0811 米子市錦町1丁目139番地3 米子市 こども総本部 こども支援課 電話 0859-21-8347	事後	軽微な修正
令和8年2月5日	IV-6	なし	十分である	事前	情報連携実施に伴う修正
令和8年2月5日	IV-8	なし	<p>十分である</p> <p>【根拠】マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して、複数人で確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクの対策は十分であると考えられる。</p>	事後	見直しによる修正

